

事 務 連 絡
令和6年4月1日

装具製造卸事業者 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室
こども家庭庁支援局障害児支援課

装具（レディメイド）の承認について

貴社におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、平素より障害福祉行政及び補装具費支給制度の円滑な運用に当たり、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、今般、標記の装具（レディメイド）につきまして、新規申請を希望される場合は、下記事項に留意し、各種申請書類の内容を熟読・確認の上、申請書類等を当室宛にご提出いただきますようお願いいたします。

なお、申請については随時受け付けるとともに、申請された装具によっては個別ヒアリングを行う場合がありますことを申し添えます。

申請の結果については、おって厚生労働省のHP掲載後にメールでお知らせします。

記

1. 提出物

- 1) 補装具承認希望書
- 2) 製造原価及び輸入原価の挙証資料各種
- 3) 製品写真（装具全体が写っていること）
- 4) 製品の仕様が分かるもの（カタログ、チラシ等）
- 5) 取扱説明書（保証期間が明記されていること）
- 6) オーダーメイドにより製造した場合の見積書

2. 提出方法

製品ごとに、別紙様式と挙証資料を電子ファイルにし、以下の自立支援振興

宛先のメールでお送りください。

複数の申請を1回で申請できますが、その際は申請製品ごとにフォルダを作成し、フォルダ内に別紙様式及び挙証資料を保存の上、メールにて同フォルダを提出してください。

アドレス：hosougu@mhlw.go.jp

3. 申請書類の記入方法

- 1) 金額はすべての項目で、製品1個あたりの金額を記載してください。
- 2) 製造原価は可能な限り実費で記入するようにしてください。個別の製品の積み上げで算出することが難しい場合は、製品群、製造全体に係る費用を申請製品の寄与する割合で按分する方法でも問題ありません。
- 3) 製造原価、輸入原価以外に梱包資材費、取扱説明書など、輸入の場合は国内での再包装、日本国内販売用の取扱い説明書など申請企業が直接負担している場合は梱包資材費等に記載してください。
- 4) 輸入の場合は、金額欄には輸入原価を記載し、備考欄には契約書・インボイス等の日付、通貨、為替レートとその基準日を記載するとともに、あわせて挙証資料も提出ください。
- 5) 本体価格は、完成用部品として指定されているものを除き、オーダーメイドで算定した額の75%が上限となります。
- 6) 厚生労働省において、承認希望書について審査を行った後、承認番号と本体価格をお知らせするとともに、厚生労働省ホームページにおいて公表します。
- 7) カタログ、Webサイト等において、以下の情報を公開ください。
→製品名、承認番号、補装具費支給制度の上限価格、サイズ展開、取扱い方法

(注) 虚偽の申請が認められた場合には、承認を取り消すことがありますので、記入に当たっては、ご留意いただけますよう、よろしくお願いします。

<申請先・問い合わせ先>

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課 自立支援振興室 障害者支援機器係
米谷・工藤

TEL : 03-5253-1111 内線 3073

Mail : hosougu@mhlw.go.jp